

○茅ヶ崎市市民活動推進補助金交付要綱

平成17年4月1日

要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動の活性化を図るため市民活動団体が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則（平成4年茅ヶ崎市規則第26号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 茅ヶ崎市市民活動推進条例（平成16年茅ヶ崎市条例第35号）第2条第1号に規定する市民活動をいう。
- (2) 市民活動団体 市民活動を行うもので構成された団体をいう。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民活動スタート支援補助金 この要綱において定める補助金の交付を受けたことがない市民活動団体が行う事業を対象とするもの
  - (2) 市民活動ステップアップ支援補助金 市民活動スタート支援補助金の交付を受けたことがある市民活動団体又は設立後2年以上の市民活動団体が行う事業を対象とするもの
- 2 補助金の交付は、一の市民活動団体につき、市民活動スタート支援補助金については1回、市民活動ステップアップ支援補助金については3回までとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市民活動団体であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすものでなければならない。

- (1) 主として市内において市民活動を行っていること。
- (2) 3人以上の者から構成される団体で、その構成員の2分の1以上の者が市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは市内の学校に在学していること。
- (3) 次に掲げる事項をホームページへの掲載その他の方法により公開していること。
  - ア 代表者の氏名
  - イ 所在地、代表者の住所、電話番号又は電子メールアドレス
  - ウ 活動内容
- (4) 市から他の補助金（団体の運営に係るものを除く。）を受けていないこと。
- (5) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等がその構成員でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象とする事業は、次に掲げる事業であって、その内容、実施時期、経費等が地域社会の課題を解決するために適当であると市長が認めるもの（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- (2) 社会教育の推進を図る事業
- (3) まちづくりの推進を図る事業
- (4) 観光の振興を図る事業
- (5) 農村漁村又は中山間地域の振興を図る事業
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
- (7) 環境の保全を図る事業
- (8) 災害救援事業
- (9) 地域安全事業
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る事業

- (11) 国際協力を行う事業
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- (13) 子どもの健全育成を図る事業
- (14) 情報化社会の発展を図る事業
- (15) 科学技術の振興を図る事業
- (16) 経済活動の活性化を図る事業
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充の支援を行う事業
- (18) 消費者の保護を図る事業
- (19) 市民活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助を行う事業
- (20) その他地域社会の課題の解決を図るために実施する事業

(補助金額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民活動スタート支援補助金については、100,000円又は補助事業に要する費用（市民活動団体の事務所等の維持に要する費用、市民活動団体の運営に要する費用及び市民活動団体の構成員の会合に係る飲食費を除く。以下同じ。）の額から国若しくは県その他の地方公共団体から交付される補助金等の額を控除した額の10分の9に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）のいずれか少ない額
- (2) 市民活動ステップアップ支援補助金については、600,000円又は補助事業に要する費用の額から国若しくは県その他の地方公共団体から交付される補助金等の額を控除した額の10分の8に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）のいずれか少ない額

(企画書の提出)

第7条 市長は、補助金の交付に当たっては、補助金の交付を受けようとする者を公募するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に、あらかじめ市民活動推進補助事業企画書（第1号様式。以下「企画書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 市民活動団体概要書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 物品購入理由書（第4号様式の2）（その品質及び形状が変わることなく比較的長期間（概ね1年以上の期間をいう。）使用し、及び保全することができる物でその取得価額が10,000円以上であるもの（以下「物品」という。）の購入をしようとする場合に限る。）
- (5) 定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの
- (6) 構成員の名簿
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 企画書は、一の市民活動団体につき1事業について提出することができる。

(企画書の審査等)

第8条 市長は、企画書の審査に当たっては、あらかじめ茅ヶ崎市市民活動推進委員会の意見を聴くものとする。

2 企画書を提出した市民活動団体は、事業の内容、実施に伴う効果その他必要な事項を茅ヶ崎市市民活動推進委員会において説明しなければならない。

(審査結果の通知)

第9条 市長は、企画書の審査が終了したときは、その結果を書面により当該市民活動団体に通知するものとする。

(交付申請書の様式等)

第10条 規則第4条第1項に規定する交付の申請は、市民活動推進補助金交付申請書（第5号様式）によるものとし、その提出期限は、4月30日までとする。

2 前項の市民活動推進補助金交付申請書に添付を要する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(交付条件)

第11条 規則第6条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。  
(変更等の承認)

第12条 前条第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、市民活動推進補助事業変更・中止・廃止承認申請書(第6号様式)に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

(決定通知書)

第13条 規則第7条の規定による補助金交付決定通知書の様式は、第7号様式とする。

(申請の取下げのできる期間)

第14条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過する日までとする。

(交付決定取消通知等)

第15条 規則第9条第3項又は第14条第2項の規定による補助金交付決定の全部若しくは一部の取消し又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更は、市民活動推進補助金交付決定(一部)取消・変更通知書(第8号様式)によるものとする。

(補助金の交付の時期)

第16条 補助金の交付の時期は、補助金交付決定通知後30日以内とする。

(実績報告)

第17条 規則第12条の規定による実績報告は、市民活動推進補助事業実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助事業終了後60日以内又は4月30日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 購入物品使用報告書(第10号様式)(物品を購入した場合に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定するもののほか、補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、市長が開催する事業報告会において補助事業の実施内容について報告しなければならない。

(書類の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(届出事項)

第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 所在地又は名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

(財産処分の制限)

第20条 規則第16条ただし書の規定により市長が定める期間は、5年を経過するまでとし、同条第2号及び第3号の規定により市長が定める財産の種類は、取得価額が30,000円以上の物品とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度における補助金の交付申請に係る第10条第1項の規定の適用については、同項中「4月30日」とあるのは「6月30日」とする。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行し、改正後の第3条及び第4条の規定は、平成24年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、改正後の第5条、第7条、第1号様式及び第2号様式の規定は、同日以後の市民活動推進補助事業企画書の提出に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行し、改正後の第7条、第17条、第4号様式の2及び第10号様式の規定は、平成26年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。